

平成 23 年 度
事 業 計 画 書

自 平成 23 年 4 月 1 日
至 平成 24 年 3 月 31 日

財団
法人 日本冷凍食品検査協会

平成23年度 事業計画

I 事業活動の基本方針

当協会は、「総合食品検査機関」として「正確な試験」と「信頼される検査」を遂行することにより、食品産業の健全な発展に資するとともに、食の安全および食品衛生の向上等の公共の福祉に寄与することを事業活動の基本方針とする。

なお、公益法人制度改革関連3法が施行されてから2年半が経過している。新制度への移行（申請）期限は平成25年11月末であり、協会も所要の対応を行うべき時期となっている。当協会は、昭和24年財団法人として設立されて以来、公正な第三者機関として食品やこれに準じるものの検査という公益的な事業を実施してきたこともあり、新制度への移行については、移行認定（公益法人化）を念頭におきつつも、円滑な業務運営の確保等にも留意し、さらに諸情勢を見極めながら、最終的な決定を行うこととする。

II 平成23年度 重点事項

上記の基本方針を踏まえ、「平成23年度事業計画」では、次の4項目を重点として実施する。

- (1) 公益法人としての社会的役割と責務を果たすため、透明性の高い強固な組織づくりを継続的に行う。
- (2) 食品衛生法登録検査機関およびJAS法登録認定機関として、品質保証体制（JFFIC-QA）の推進を図り、「正確な試験」と「信頼される検査」を行うことで、社会に貢献する。
- (3) 国内外の食品検査技術者に技術の研修および交流の機会を積極的に提供することにより検査技術の向上を図り、食品衛生の向上および食の安全に対する消費者の信頼向上に寄与する。
- (4) 福島第一原発事故による、食品放射能汚染問題へ迅速に対応し、食の安全の確保に寄与する。

Ⅲ 平成23年度 事業別実施計画

1. 検査事業

(1) 輸出検査事業

中国、ロシア、ブラジル、オーストラリア、ナイジェリア、ウクライナ向け輸出水産食品の検査を実施する。特に中国向け輸出検査については新制度を円滑に推進するよう留意する。

また、その他の国の水産食品輸出についても、関係省庁の要請があれば積極的に対応する。

(2) 冷凍食品検査事業

(社)日本冷凍食品協会の委託を受け、21年度から実施している冷凍食品認定制度に基づき、同会認定工場(平成23年3月現在519工場)に対して冷凍食品の品質・衛生管理に係る定期検査、工場指導、更新調査を実施する。

(3) JAS検査事業

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に基づく登録認定機関として、調理冷凍食品および有機農産物加工食品(冷凍食品に限る)の製造業者等の認定業務を実施する。

(4) 衛生管理検査事業

外食産業、コンビニエンスストア、大型小売店等および流通業界における食品安全の向上に寄与するため、食品の衛生試験、製造工場の第三者監査および販売店の衛生調査指導等を実施する。

(5) 検査企画事業

食品関連事業者の品質管理システムの向上を図るため、国内外の食品工場におけるISO22000、HACCP等の品質システム導入に係るコンサルティング等を実施する。加えて食品関連事業者の品質保証体制の向上を図るため、人材育成支援関連の事業を行う。

また、食品工場の細菌検査技術者を対象とした細菌検査技能評価試験を実施するとともに、評価結果に基づく実技研修を実施することで食品衛生技術の向上に寄与する。

さらに、国内外からの食品検査技術研修に積極的に対応することによって食品衛生の確保に寄与する。

(6) 輸入食品検査事業

食品衛生法登録検査機関として、同法第25条第1項および第26条第3項に定められた製品検査および輸入事業者の自主検査を実施する。

(7) 飼料検定検査事業

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づく登録検定機関として、飼料等の試験を実施する。

(8) 環境試験事業

食品の安全、公衆衛生に関連の深い環境に関わる試験（養殖貝類モニタリング調査、養殖魚の水産用医薬品や動物用医薬品の残留試験等）について、国、地方公共団体、関係団体から依頼を受け試験を実施する。

また、国の機関が実施する精度管理および共同実験、試験方法の開発に関する事業に継続して参加する。

(9) 一般依頼試験事業

食品の品質および安全に関する試験について、食品関連事業者および関係団体から依頼を受け試験を実施する。

特に残留農薬試験、動物用医薬品残留試験および貝毒等食品危害に関する試験に加えて、食品成分試験および異物鑑定等に積極的な対応を図る。

2. 委託事業

国および関係団体の委託事業に積極的に参画する。

IV. 調査・研究・研修

(1) 調査・研究

- 1) 国の研究機関が主催する試験法開発に係る委員会および共同実験に積極的に参加する。
- 2) 試験法の開発・改良等に関する研究を行い、その成果を関係学会において発表する。
- 3) 役職員を海外に派遣し、試験・検査・コンサルティングに関連する調査および情報収集を行い、その成果を各事業に活用する。
- 4) 職員を大学・国公立試験機関等に派遣し、食品の検査・試験技術についての調査・研究を行う。本年度は、引き続き理化学試験、微生物試験の最新試験法について実施する。

(2) 研修

区分	名称	回数	場所	開催目的
内部向け 研修	JFFIC-QA等の 周知、教育	随時	本部	各所の管理職、職員に品質保証規程を周知する。
	コンプライアンス研修	随時	各所・本部	コンプライアンスの定着、新規入会者、管理職、役員、検査員へのコンプライアンス研修
	食品分析技術研修会 (理化学、微生物、動物)	随時	東京・横浜	検査員の分析技術の向上、標準化および分析精度の向上を図る。
	試験・検査技術研修	随時	各所	職員の技能評価に基づく教育研修
	ISO17020および 17025に関する研修	随時	各所	ISO17020および17025についての理解を深め推進する

区分	名称	回数	場所	開催目的
外部向け 研修	微生物試験者技術研修	随時	全国	微生物に関する基礎的な知識・技術、簡易検査および試験検査法令知識の習得
	クロスチェックのフォローアップセミナー	随時	東京、関西	クロスチェックの報告書の見方等の解説、試験操作で注意すべき点の解説
	初心者のための表示基礎セミナー	随時	本部	食品の正しい表示に関するノウハウを解説
	異物混入セミナー	随時	本部	食品内に混入する異物の分類に関するセミナー
	海外食品分析技術者向け研修	随時	全国	海外食品分析技術者の分析技術の向上、標準化および分析精度の向上を図る。
	HACCP衛生管理セミナー	随時	各所	衛生管理に関わる総合的な知識の習得およびHACCPに関する知識習得

V 品質保証

協会の基本方針に従い、品質保証の推進を図る。

- (1) JFFIC-QA（協会の品質保証規程に食品衛生法登録検査機関のGLP、健康増進法登録試験機関のGLPおよびISO17025を関連させて構築）の推進を図る。
- (2) ISO17025およびISO17020の整備・推進を図る。
- (3) 試験の信頼性を確保するため、次の精度管理プログラムへ参加し分析試験技術の向上および改善を図る。

1) 財団法人 食品薬品安全センター主催の食品衛生外部精度管理調査

- 2) F e r a (英国食料環境研究所)主催の微生物試験、食品化学分析等の技能評価
- 3) 社団法人 日本分析化学会主催の食品分析技能試験(栄養成分、無機成分)
- 4) 公益財団法人 日本適合性認定協会主催の麻痺性貝毒試験の技能評価

VI 業務監理

協会の基本方針に従い、適正な業務の実施・推進を図る。

- (1) コンプライアンス教育研修
- (2) 適正業務処理量の監視
- (3) 内部監査による不適切事項の再発防止・予防
- (4) 通報者制度による不適切事項への対処

VII 設備の整備計画

協会の基本方針に従い、次の事業所・システム・機械器具の整備を計画的に実施する。

1. 事業所整備計画

食の安全・安心に関わる検査依頼の要望に応えるため、横浜試験センターおよび各所の試験設備の有効活用のための改修工事を実施・計画する。

(1) 横浜試験センター

平成21年3月に竣工した横浜試験センター増築部分の試験室整備および既存部分の施設整備を実施し、横浜試験センターの試験処理能力の向上を図る。

(2) 各所の試験設備の有効活用のための改修工事を計画する。

2. コンピュータオンラインシステムの整備計画

基幹業務システムおよびイントラネット上の各種システムの継続的整備を行い、業務の効率化、迅速化を図る。

Ⅷ 総務関係

1. 理事会、評議員会、部所長会議、会計監査

名 称	回 数	開催場所	開 催 目 的
理 事 会	随 時	東 京	協会の運営に関する事項の審議
評 議 員 会	2	東 京	予算および決算の審議
部・所長会議	3	東 京	事業の実績確認と見通しの検討
会 計 監 査	随時	東 京	協会の財務と業務に関わる監査

2. 人員構成

区 分		平成22年度末	減員	増員	平成23年度末
役 員	常 勤	7			7
	非常勤	3			3
技 術 職 員		342	19	12	335
事 務 職 員		37	1		36
顧 問		8			8
計		397	20	12	389